

兵庫県公報

平成21年5月26日 火曜日 第2084号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 換地処分に伴う明石市の区域内における町の設定等（市町振興課）	2
○ 明石市の区域内における町の設定及び字の廃止（同）	5
○ 換地処分に伴う明石市の区域内における町の設定及び字の区域変更（同）	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（社会援護課）	7
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	8
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	9
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	9
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止、休止及び再開の届出（同）	11
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	13
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	14
○ 漁船保険の付保義務の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	14
○ 昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部改正（漁港課）	15
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	17
○ 保安林の指定の予定通知（同）	17
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	18
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	18
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	18
○ 中播都市計画道路事業の認可（街路課）	18
○ 同 上（同）	19
公 告	
○ 県有船舶の一般競争入札による売払い（総合農政課）	19
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	21
○ 同 上（阪神南県民局）	21
○ 同 上（都市計画課）	22
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	23
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第74号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	24
人事委員会公告	
○ 兵庫県職員 上級採用試験の実施	24
○ 平成21年夏季一時金に関する特別調査の結果等について	27
警察本部公告	
○ 随意契約の相手方等の公示	31
○ 同 上	32
○ 同 上	32
正 誤	
○ 平成9年9月9日付け兵庫県公報第884号中	32

告 示

兵庫県告示第626号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、明石市の区域内において、次のとおり、町の設定、町及び字の区域の変更並びに字の廃止をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、明石市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後
町	字	地 番	町
西明石町 2丁目		105の83 105の85から105の89までの各一部	野々上1丁目
鳥 羽	山 西	78の28の一部 78の31の一部 83の1から83の4まで 84の1から84の3まで 85の2の一部 85の3から85の6まで 85の7の一部 85の8	
	大池ノ上	105の22 105の23の一部 105の27の一部 105の40 105の41の一部 105の42の一部 105の46の一部 119の1の一部 119の2 119の3から119の6までの各一部 119の7 121の1の一部 121の2の一部 122の1の一部 122の3から122の5まで 122の6の一部 122の7の一部 124の一部 124の1から124の3まで 125	
	地 蔵 前	126の1 126の3 127 128 128の1 129 130の1から130の5まで 131の1 131の2 132から135まで 136の1 136の2 137の1から137の6まで 141の1から141の3まで 142の1から142の3まで 143 144の1 144の2 145の1から145の3まで 146 147の1から147の4まで 148 149 150の1から150の3まで 151 152 153の1 153の2 154の1から154の3まで 158 158の1から158の3まで 159の1 159の2 160の1 160の2 161 162 163の1から163の4まで 164から167まで 168の1 168の2 169の1から169の3まで 170 171の1 171の2 172から178まで 178の1から178の3まで 179の1から179の3まで 182 183 183の1 184の1 184の2 185の1 185の2 186 187 188の1 188の2 189 190の1 190の2 191の1 191の2 192 193 194の1 194の2 195から198まで 199の1から199の3まで 200の1から200の3まで	
	下 り	201の1から201の8まで 202の1から202の3まで 203の1 203の2 204の1から204の4まで 205の1から205の5まで 206 207の1から207の8まで 208の1から208の3まで 209の1から209の7まで 210の2の一部 210の4から210の6まで 240の1から240の16まで 249の1から249の6まで 250 250の1から250の3まで 251の1から251の8まで 253の1から253の3まで 254の1から254の6まで 255の1から255の6まで 256の1 256の2 257の一部 258の1の一部 258の2から258の4まで	
藏 東	259の1 259の2 261の1の一部 261の2の一部 262から264までの各一部 265から267まで		

	<p>268 } の3 270の1から270の4まで 271の1 271の2 272の1 269 }</p> <p>272の2 273の1から273の5まで 274の1から274の4まで 275 の1 275の2 276の1 276の2 277の1 278の1 278の2 280から283まで 284の1 284の2 285の1 285の2の一部 285の3から285の7まで 286</p> <p>287 } 289 290の1から290の3まで 291 292の1 292の2 288 }</p> <p>293の1から293の4まで 294の1から294の7まで 295の1から 295の4まで</p>	
家 浦	<p>296の1から296の4まで 297の15の一部 297の17の一部 297の 20の一部 297の23の一部 297の27の一部 297の28から297の39ま で 297の47から297の49まで 297の55の一部 297の57の一部 297の76 297の93から297の99まで 297の100の一部 297の101 297の102の一部 297の105 297の111 297の112の一部 297の125 の一部 297の126の一部 300の1の一部 300の2の一部</p>	
菜 畑	<p>349の一部 352の1の一部 352の4の一部 352の12から352の16 までの各一部 356の一部 357の1から357の3までの各一部 357 の4 358の1の一部 358の2から358の4まで 358の5の一部 358の6の一部 359の1の一部 360 361 362の1 362の2 363から365まで 366の1の一部 366の2の一部</p> <p>367 } 367の1 367の2 367の5から367の10まで 369の1 368 }</p> <p>369の2 370 371 372の1 372の2の一部</p>	
古 鳥 羽	<p>373の1の一部 373の2 373の3 373の4の一部 373の5の一 部 374の一部 379の1の一部 379の2の一部 380の7の一部</p>	
藏 東	<p>261の1の一部 261の2の一部 262から264までの各一部</p>	野々上2丁 目
菜 畑	<p>366の1の一部 366の2の一部</p>	
古 鳥 羽	<p>373の1の一部 373の4の一部 373の5の一部 374の一部 375 の2の一部 376の1の一部</p>	
久 堀 里	<p>433の1の一部 434の1 434の2の一部 434の7 435の1 435 の2 436 437の1から437の3まで 438 439 440の1 440の 2 441の1から441の3まで 442の1 442の2 443の1の一部 443の2 443の3 444の1から444の4までの各一部 448の1の 一部 448の2の一部 449 450の1 450の2 451の1から451の 5まで 452の1 452の2 453の1から453の6まで 454から458 まで 458の1 460の1から460の4まで 461の1から461の5ま で 462 463の1 463の2 465から472まで 473の1 473の2 474の1から474の11まで 475 476 477の一部 478の1の一部 481の1から481の3まで 482の一部 483の1の一部 484の1の 一部 484の2の一部 485 486の1から486の5まで 487から490 まで 491の1 491の2 492 493の1 493の2 494 495 496 の1 496の2 497 498の1 498の2 499の1の一部 500の1 の一部 501の1の一部</p>	

障子口	848の1の一部 848の2から848の6まで 849の1から849の3までの各一部 849の4 850の一部 852の一部 852の2の一部 853 854 855の1 855の2の一部 856 857の1から857の4まで 859の1 859の2の一部 860から862まで 863の1 863の2 864の1 864の4 864の5 865から867まで 868の1から868の4まで 869 870 871の1から871の3までの各一部 871の4 871の5の一部 884から886までの各一部 887 887の1から887の3まで 888 889 890の一部 891の1から891の3までの各一部	
下り	257の一部 258の1の一部	野々上3丁目
久堀リ	477の一部 478の1の一部 478の2 482の一部 483の1の一部 483の2 484の1の一部 484の2の一部 484の3 499の1の一部 499の2 500の1の一部 500の2 501の1の一部 501の2	
神田	502の1 502の2 503 504の1から504の3まで 505から508まで 509の1から509の3まで 510の1 510の2 511 512の1 512の2 533の1から533の5まで 535の1 535の2 537 538	
障子口	848の1の一部 849の1から849の3までの各一部 850の一部 851の1から851の4まで 852の一部 852の2の一部 855の2の一部	
北ノ口	29の2から29の5まで 29の9 29の10 29の13 29の15から29の21まで	西明石東町
大東	34の1 34の3 34の5 34の11から34の27まで 34の28の一部 34の29の一部 34の33から34の39まで 34の41から34の57まで 34の59 34の62から34の78まで 34の80から34の88まで 34の92から34の94まで 34の97から34の111まで 34の113の一部 34の114 34の115 34の117 34の118 34の119の一部 34の123から34の125まで 34の127から34の129まで 34の132から34の155まで 34の158から34の203まで 67の1から67の5まで 68の1 68の2 69 76	
山西	78の1から78の4まで 78の5の一部 78の6から78の14まで 78の16から78の24まで 78の25の一部 78の26 78の27 78の28の一部 78の29 78の30の一部 78の31の一部 78の32から78の41まで 78の42の一部 78の43から78の51まで 78の52の一部 78の53 78の55から78の62まで 78の64 78の65 78の67から78の74まで 78の75の一部 78の76から78の86まで 78の87の一部 85の2の一部 85の7の一部	
大池ノ上	105の3 105の5 105の6 105の26 105の28 105の29 105の38 105の39 105の43 105の44	
藏東	285の2の一部	
家浦	297の1 297の3から297の6まで 297の9から297の14まで 297の15の一部 297の16 297の17の一部 297の18 297の40から297の42まで 297の44から297の46まで 297の50 297の51の一部 297の52の一部 297の53 297の54 297の55から297の57までの各一部 297の58 297の59 297の60から297の62までの各一部 297の63から297の70まで 297の72 297の73 297の100の一部 297の	

	102の一部 297の103 297の104 297の106から297の110まで 297の113から297の124まで 297の125の一部 297の126の一部	
--	--	--

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成19年11月15日現在の地番である。



兵庫県告示第627号

明石市の区域内において、次のとおり、町の設定及び字の廃止をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、明石市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成22年7月10日からその効力を生ずるものとする。

平成21年5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後
大 字	字	地 番	町
鳥 羽	北ノ口	3の3 3の7から3の16まで 3の18から3の32まで 3の34から3の39まで 3の41から3の52まで	西明石東町

備考 地番は、平成20年12月3日現在の地番である。



兵庫県告示第628号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、明石市の区域内において、次のとおり、町の設定及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、明石市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 町を設定する区域

変 更 前			変 更 後
大 字	字	地 番	町
大久保町 大窪	田 上	229の2 230の1 231 232の1 232の2 233の1から233の3まで 233の5 233の6 234の1 234の2 234の4から234の7まで 235の1から235の3まで 236の1から236の10まで 237の1から237の3まで 237の6 237の9から237の13まで 237の15から237の28まで 238の1 238の3から238の6まで 239の1 239の3から239の7まで 239の9 239の11 239の14 239の15 240の1 240の6から240の13まで 241の1から241の10まで 242の1から242の9まで 243の3 243の4の一部 243の7 243の8 243の9の一部 243の10の一部 244の3の一部 244の6の一部 244の7の一部 244の8 244の10 244の12 244の13 277の1の一部 277の2 277の3 277の4から277の6までの各一部 277の8 278の1の一部 278の2 278の3 278の6 279の1の一部 279の2 279の3 279の6 280の1から280の4まで 280	大久保町駅 前1丁目

		の6 281の1から281の6まで 282の1 282の2の一部 282の3 282の5の一部 282の6から282の9まで 283の1の一部 283の2 283の3の一部 283の4の一部	
大久保町 大久保町	流ノ間	3の3 3の4 4の1 4の2 5の3 6の1から6の5まで 7の1から7の3まで 7の5 7の6 8の1から8の4まで 9の1から9の4まで 10 11の1 11の2 12の1から12の3まで 13の1 13の2	
	神楽田	14の1から14の6まで 15の1 15の4 15の7から15の10まで 16の2 16の3 16の6 17の1から17の18まで 17の20 18の1から18の6まで 19 19の1 19の2 20の3 20の4 21の6 30の1 30の5 30の6 32の1 32の3 32の5から32の7まで 33の1から33の4まで 34の1 34の2 34の5 34の6 36の1 36の2 37 37の1 37の2 37の5 37の7 37の8 41の4 41の7から41の9まで 42の1から42の3まで 43 44の1から44の7まで 45の1 45の2 46の1から46の5まで 46の7から46の9まで 46の11から46の21まで 47 48の1 48の2 49 50の1 50の2 50の4 50の5 51の1 51の6 51の7 55の2から55の4まで	
	坂 額	342の2から342の5まで 342の7 345の1 345 } 346 } の2 345の3から345の5まで 347の2 347の4 347の5 347の8から347の10まで 348の1から348の3まで 349 350の1 350の2 351の1 352の1から352の5まで 353の1から353の4まで 354の1 354の4 354の5 355の1 355の2 355の5 355の7 355の8	
大久保町 福田	八木溝	2の1 2の2 4の1 4の2 5 5の1 5の2 6の1 6の2 7の1 7の2 8 9の1 9の2 9の5 10の1 10の2 10の4 11の1から11の5まで 12の1から12の10まで 13の3 14 15の1	
	上谷田	132の1から132の3まで 132の8から132の12まで 133の3から133の7まで 134の1から134の5まで 135の2 135の3 136の1から136の3まで 136の5 137の1 137の7 137の8	
大久保町 大窪	丁 田	159の4	大久保町駅 前2丁目
	中 原	214の2 214の21 214の22 220の2 220の10 221の54 222の1から222の5まで 223の4	
	田 上	243の4の一部 243の9の一部 243の10の一部 244の3の一部 244の6の一部 244の7の一部 245の2 246の1 246の2 247の2から247の4まで 250の1 250の2 250の5 251の1 251の2 251の5から251の7まで 251の10 256の3 256の4 257の1 257の6 257の9から257の13まで 257の15から257の17まで 258の1 258の3 258の6 259の3から259の6まで 259の8 259の9 260の1から260の4まで 261の1 261の2 262の1 262の2 263の1から263の3まで 264の1 264の2 265 266 268 268の4 268の5 269の1 269の2 270の1 270の	

	2 271の1 271の2 273の1から273の3まで 274の1 274の3 274の4 275の1 275の2 276の1 276の2 277の1の一部 277の4から277の6までの各一部 277の7 278の1の一部 278の4 278の5 279の1の一部 279の4 279の5 282の2の一部 282の4 282の5の一部 283の1の一部 283の3の一部 283の4の一部 285の1から285の10まで 286の1から286の3まで 287の1から287の3まで 288の1から288の11まで 288の13から288の16まで 288の20から288の26まで 289の1から289の6まで 290の1から290の3まで 291の2
角 田	292の1から292の3まで 293の1 293の2 294の1から294の8まで 295の1から295の6まで 295の8から295の26まで 295の29から295の32まで 296の1の一部 297 298 299の1から299の16まで 299の18から299の26まで 300 301の2 302の1 302の2 303の1から303の4まで 304の1から304の6まで 304の7の一部 304の8 305の1 305の2 306の1から306の3まで 307の一部 310の一部 311の1 311の2の一部 312の1の一部 312の2の一部
南 開 知	340の1の一部 341の1の一部 342の3の一部
向 端	500の9の一部 500の10の一部 500の12の一部 501の2の一部 501の5の一部

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成20年12月9日現在の地番である。

2 字の区域を変更する区域

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
大久保町	角 田	296の1の一部	大久保町	南 開 知
大窪	南 開 知	337の1の一部 338 339の一部 340の1の一部 340の2の一部	大窪	角 田

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成20年12月9日現在の地番である。



兵庫県告示第629号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成21年5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日

芦屋デコルテクリニック	芦屋市大槻町1-25アクセシオ芦屋1F	野 町 健	平成21年4月1日
大野整形外科	同 市浜町2-4	大 野 修	同 年5月1日
あさい歯科医院	伊丹市平松7-5-33	浅 井 崇 嗣	同
わたらい医院	同 市平松4-1-24	渡 會 隆 夫	平成21年4月2日
いぬいこどもクリニック	同 市中野北3-6-6	医療法人社団いぬいこどもクリニック	同 月1日
サン薬局桜ヶ丘店	同 市桜ヶ丘7-1-10ハイツ桜ヶ丘II 1F103	有限会社メディカルノブ	同 月8日
とよなが歯科医院	同 市梅ノ木2-3-31	豊 永 卓 士	平成21年3月1日
はまだ歯科クリニック	同 市西台2-3-24メゾンサクラ1F	濱 田 泰 威	同 月16日
にしむらクリニック	加古川市加古川町溝之口510-3加古川駅前立体駐車場ビル2F	八 尾 八 郎	平成21年4月1日
アンサー調剤薬局	同 市平岡町新在家1385-2	株式会社リッチフィールド	同
モリスドラッグストア アイモール高砂薬局	高砂市米田町島32	モリスリテール株式会社	平成21年3月1日
まき小児科	同 市高砂町栄町373-1	医療法人社団青楓会加古皮フ科	同 年5月1日
プラチナ薬局久代店	川西市久代1-25-27	有限会社プラチナ	同
伊田眼科クリニック	三田市武庫が丘7-7-4	伊 田 宜 史	平成21年2月1日
そうごう薬局三田店	同 市けやき台1-10-1	総合メディカル株式会社	同 年5月1日
高雄耳鼻咽喉科クリニック	同 上	高 雄 真 人	同
山口内科医院	同 上	山 口 浩 三	同
あおぞら薬局	丹波市氷上町谷村939	株式会社ベストファーマシー	平成21年3月1日
あおぞら薬局青垣店	同 市青垣町沢野113-2	同 上	同 年4月1日
大西整形外科クリニック	加古郡稲美町国岡2-9-1	医療法人社団奉志会	同 月6日
水澤眼科医院	同 郡播磨町野添1662-4	医療法人社団水澤眼科医院	平成21年3月16日
鶴調剤薬局	揖保郡太子町鶴字門田1143-2	メグコーポレート株式会社	同 年4月1日
上郡町訪問看護ステーション	赤穂郡上郡町大持278	上郡町長	同



兵庫県告示第630号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成21年5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ひかりクリニック	明石市大明石町1-5-20	開設者名称	医療法人社団起福会ひかりクリニック	医療法人社団東明会ひかりクリニック	平成20年11月10日
明石市立夜間休日 応急診療所	同 市大久保町八木743-33	医療機関名称	明石市立夜間休日 急病センター	明石市立夜間休日 応急診療所	平成21年4月1日

とくだ歯科	加古郡播磨町南野添3-1-6	医療機関名称	とくだ歯科医院	とくだ歯科	同 年2月16日
		住所表示	加古郡播磨町野添253-1	加古郡播磨町南野添3-1-6	
清水クリニック	同 郡同 町南野添3-10-11	同 上	同 郡同 町野添167-23セフレ播磨2-5	同 郡同 町南野添3-10-11	同
トナカイクリニック整形外科・リハビリテーション	同 上	同 上	同 郡同 町野添167-23	同 上	同
まつもと眼科	加古郡播磨町南野添3-10-11-2-4	同 上	同 郡同 町野添167-23 2-4	加古郡播磨町南野添3-10-11-2-4	同
平岡調剤薬局野添店	同 郡同 町南野添2-2-19	同 上	同 郡同 町野添南2-68-2	同 郡同 町南野添2-2-19	同

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地	開設者	廃止年月日
いぬいこどもクリニック	伊丹市中野北3-6-6	乾 幸 治	平成21年3月31日
産婦人科玉岡医院	豊岡市出石町町分方丈新田183	玉 岡 尚 士	同
にしむらクリニック	加古川市加古川町溝之口510-3 加古川駅前立体駐車場ビル2F	西 村 光 滋	同
アンサー調剤薬局	同 市平岡町新在家1385-2	古 川 貴 子	同
モリスドラッグストア アイモール高砂薬局	高砂市米田町島32	モリス株式会社	平成21年2月28日
あおぞら薬局	丹波市氷上町谷村939	井 本 秀 平	同
清水医院	朝来市新井757-1	清 水 俊 丸	平成21年3月28日
大西整形外科	加古郡稲美町国岡3-3-11	医療法人社団奉志会	同 年4月5日

兵庫県告示第631号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

平成21年5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

辞退の届出があった指定医療機関

名称	所在地	開設者	辞退年月日
医療法人輝誓会あさひな歯科医院	三木市緑が丘町本町1-250	医療法人輝誓会藤井歯科医院	平成21年2月28日

兵庫県告示第632号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成21年5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
ヘルパーステーション なにわ	尼崎市大庄西町2-29-15	社会福祉法人虹の会	訪問介護、介護予防 訪問介護	平成20年9月13日
大藤第二診療所	同 市西難波町5-2-16	医療法人社団大藤会	訪問看護、訪問リハ ビリテーション、居 宅療養管理指導、介 護予防訪問看護、介 護予防訪問リハビリ テーション、介護予 防居宅療養管理指導	同 年10月1日
尼崎医療生活協同組合 生協歯科	同 市稲葉荘4-6-27	尼崎医療生活協同組合	同 上	同 年9月1日
介護センターひだまり	同 市南武庫之荘10-60-6 -3	有限会社小林工業	訪問介護、介護予防 訪問介護	同
おぐらクリニック	同 市常吉1-2-8	医療法人社団快癒会	訪問看護、居宅療養 管理指導、介護予防 訪問看護、介護予防 居宅療養管理指導	平成20年12月1日
デイサービスグリーン ライフ	同 市南武庫之荘2-15-20	株式会社グリーン	通所介護、介護予防 通所介護	同 年10月1日
訪問介護ハピネス	明石市魚住町清水431-2- 201	株式会社ハピネス	訪問介護、介護予防 訪問介護	同 年9月1日
恵泉総合ケアセンター 大久保北事業所	同 市大久保町大窪1921-1 -101	社会福祉法人明石恵泉 福祉会	訪問介護、居宅介護 支援、介護予防訪問 介護	同 年5月26日
ケア21明石	同 市和坂12-2-301	株式会社ケア21	訪問介護、介護予防 訪問介護	同 年10月1日
医療法人伯鳳会明石は くほう会病院	同 市魚住町錦が丘4-12- 11	医療法人伯鳳会	訪問リハビリテーシ ョン、介護予防訪問 リハビリテーション	同 年9月16日
介護支援センターあす なる	伊丹市昆陽6-45	有限会社あすなる	訪問介護、介護予防 訪問介護	同 年8月12日
周川循環器内科医院	同 市山田6-5-50	周 川 万貴夫	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	同 年10月1日
ホームヘルパーステー ションなのはな加古川	加古川市野口町北野1207-26	株式会社なのはな	訪問介護、介護予防 訪問介護	同 年8月15日
花花介護ステーション	同 市加古川町木村738- 9	合資会社花花	同 上	同 年9月23日
ツクイ加古川町	同 市加古川町平野23-1	株式会社ツクイ	通所介護、介護予防 通所介護	同 年10月1日
夜間型デイサービスセ ンター灯里	たつの市龍野町堂本字乗屋敷 537-1	社会福祉法人桑の実園 福祉会	同 上	同 年9月5日
株式会社赤とんぼ	西脇市西脇1236	株式会社赤とんぼ	居宅介護支援	同 月26日
ケアプランセンター憩	宝塚市三笠町6-29谷添ハイ ツB棟201	社会福祉法人西谷会	同 上	同 月15日
訪問看護ステーション 憩	同 上	同 上	訪問看護、介護予防 訪問看護	同
有限会社べるてんぼ	宝塚市中山五月台1-3-1	有限会社べるてんぼ	訪問介護、介護予防 訪問介護	平成20年9月1日

ケアプラン星の荘	同 市星の荘15-7	様ケアサービス株式会社	居宅介護支援	同 年10月1日
デイサービスセンター そわか	高砂市高砂町田町448-1	株式会社KBT	通所介護、介護予防 通所介護	同 年9月25日
高砂訪問看護ステーション きらめき	同 市中筋1-10-41	医療法人沖繩徳州会	訪問看護、介護予防 訪問看護	同 年10月1日
オリーブ小野土井病院 居宅介護支援事業所	小野市黒川町1722-1	医療法人社団栄宏会土井病院	居宅介護支援	同 年9月1日
高齢者生協ケアステーション くろまめ	篠山市東吹375-3	兵庫県高齢者生活協同組合	訪問介護、介護予防 訪問介護	同 年5月1日
和田山調剤薬局	朝来市和田山町東谷213-23	I & Yu合同会社	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	同
サエキ居宅介護支援事業所	加古郡播磨町野添城2-2-13	株式会社寿サポート	居宅介護支援	平成20年9月1日
小規模多機能型居宅介護事業所 ほほえみ	佐用郡佐用町米田52-5	株式会社岡尾医院松寿会	小規模多機能型居宅介護、 介護予防小規模多機能型居宅介護	同 年10月1日
グループホーム赤とんぼ	美方郡香美町香住区守柄1351	かすみ福祉サービス有限公司	認知症対応型共同生活介護	同 年8月12日
NPOにーず・ホーム	同 郡新温泉町浜坂2488	特定非営利活動法人にーず	介護予防訪問介護	同 月18日
NPOにーず・デイ	同 上	同 上	介護予防通所介護	同



兵庫県告示第633号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止、休止及び再開の届出があった。

平成21年5月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
パナソニックエイジフリー宝塚デイセンター	宝塚市高司1-6-18リバーウエスト宝塚1F	事業所名称	松下電工エイジフリー・宝塚デイセンター	パナソニックエイジフリー宝塚デイセンター	平成20年10月1日
北野整形外科・外科	小野市黒川町14-3	同 上	北野外科クリニック	北野整形外科・外科	同 年9月4日

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
ヘルパーステーション なにな	尼崎市浜田町5-78-1	社会福祉法人虹の会	訪問介護、介護予防 訪問介護	平成20年9月12日
大藤第二診療所	同 市西難波町5-5-20	医療法人社団大藤会	訪問看護、訪問リハビリテーション、 居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、 介護予防居宅療養管理指導	同 月30日

尼崎医療生活協同組合 生協歯科	同 市南武庫之荘11-12-1	尼崎医療生活協同組合	訪問看護、訪問リハ ビリテーション、居 宅療養管理指導、介 護予防訪問看護、介 護予防訪問リハビリ テーション、介護予 防居宅療養管理指導	平成20年8月31日
介護センターさくら	同 市東灘波町5-28-30	株式会社西日本テクノ	居宅介護支援	同 年3月30日
居宅介護支援事業所日 和	同 市西昆陽1-31-22	有限会社日和	同 上	同 年4月1日
デイサービスセンター 近松	同 市上坂部3-21-2	株式会社岩田	通所介護、介護予防 通所介護	同 年9月30日
ナガノ歯科	同 市尾浜町3-30	長 野 孝 雄	訪問看護、居宅療養 管理指導、訪問リハ ビリテーション	同
昭和病院	同 市西灘波町6-2-15	医療法人財団済美会	訪問看護、居宅介護 支援、居宅療養管理 指導、介護療養型医 療施設、介護予防居 宅療養管理指導	平成20年3月31日
訪問介護ハビネス	明石市魚住町清水119-18	株式会社ハビネス	訪問介護、介護予防 訪問介護	同 年8月31日
恵泉総合ケアセンター 大久保北事業所	同 市大久保町大窪1513-1	社会福祉法人明石恵泉 福祉会	同 上	同 年5月25日
介護支援センターあす なる	伊丹市御願塚1-4-21	有限会社あすなる	同 上	同 年4月18日
マルガリータ昆陽	同 市昆陽南5-5-25	株式会社マルガリータ	通所介護、居宅介護 支援、介護予防通所 介護	同 年6月20日
ホームヘルパーステー ションなのはな加古川	加古川市野口町良野1547エス タ加古川101	株式会社なのはな	訪問介護、介護予防 訪問介護	同 年8月15日
花花介護ステーション	同 市加古川町南備後78- 16	合資会社花花	同 上	同 年9月22日
ケアプランセンター憩	宝塚市泉町20-5アセオマン ション102	社会福祉法人西谷会	居宅介護支援	同 月14日
訪問看護ステーション 憩	同 上	同 上	訪問看護、介護予防 訪問看護	同
ケアステーションくろ まめ	篠山市西新町178リトル丹波 103	兵庫県高齢者生活協同 組合	訪問介護、介護予防 訪問介護	平成20年4月30日
和田山調剤薬局	朝来市和田山町東谷213-23	有限会社ウェルファー	居宅療養管理指導	同

3 休止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	休止年月日
ハッピー・ケイ	明石市大久保町大窪1921-1 クレージュ山手205	株式会社ジョイ	訪問介護、介護予防 訪問介護	平成20年6月1日

4 再開の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	再開年月日
ヘルパーステーション さくら	尼崎市下坂部1-4-17	社会福祉法人虹の会	訪問介護、介護予防 訪問介護	平成20年11月1日

~~~~~

**兵庫県告示第634号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

平成21年 5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**1 上田池土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所              |
|-------|---------|------------------|
| 理 事   | 服 部 忠 夫 | 南あわじ市市青木59番地     |
| 同     | 喜 田 雅 夫 | 同 市市福永717番地 3    |
| 同     | 橋 本 芳 和 | 同 市市円行寺80番地 1    |
| 同     | 堀 井 通 明 | 同 市市小井328番地      |
| 同     | 野 口 正 明 | 同 市市善光寺120番地 3   |
| 同     | 榎 本 悟 悟 | 同 市市市213番地 1     |
| 同     | 佐 伯 勇 勇 | 同 市市十一ヶ所289番地    |
| 同     | 島 田 孝 孝 | 同 市市三條598番地      |
| 同     | 中 郷 健 健 | 同 市神代社家1386番地    |
| 同     | 椿 原 芳 郎 | 同 市神代浦壁594番地 1   |
| 同     | 田 村 寿 雄 | 同 市神代喜来11番地 1    |
| 同     | 佐 藤 博 博 | 同 市神代富田90番地 1    |
| 同     | 山 口 駿 治 | 同 市神代地頭方1533番地 2 |
| 同     | 沼 田 明 大 | 同 市神代地頭方1419番地   |
| 同     | 太 田 正 明 | 同 市榎列大榎列908番地    |
| 同     | 真 野 梅 治 | 同 市榎列小榎列67番地     |
| 同     | 富 永 智 行 | 同 市榎列西川223番地 2   |
| 監 事   | 宮 本 貴 貴 | 同 市市円行寺39番地 3    |
| 同     | 榎 本 明 弘 | 同 市市市205番地       |
| 同     | 椿 原 義 弘 | 同 市神代浦壁589番地     |
| 同     | 富 山 忠 義 | 同 市榎列西川47番地 2    |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所              |
|-------|---------|------------------|
| 理 事   | 上 田 雅 博 | 南あわじ市市青木125番地 4  |
| 同     | 原 口 竹 夫 | 同 市市福永694番地      |
| 同     | 橋 本 芳 和 | 同 市市円行寺80番地 1    |
| 同     | 中 川 和 夫 | 同 市市小井294番地      |
| 同     | 野 口 政 司 | 同 市市善光寺264番地 1   |
| 同     | 山 口 久 雄 | 同 市市市202番地 1     |
| 同     | 佐 伯 利 雄 | 同 市市十一ヶ所307番地    |
| 同     | 島 田 和 彦 | 同 市市三條681番地      |
| 同     | 中 郷 健 健 | 同 市神代社家1386番地    |
| 同     | 椿 原 芳 郎 | 同 市神代浦壁594番地 1   |
| 同     | 田 村 寿 雄 | 同 市神代喜来11番地 1    |
| 同     | 岸 野 和 正 | 同 市神代富田95番地 1    |
| 同     | 山 口 駿 治 | 同 市神代地頭方1533番地 2 |
| 同     | 沼 田 明 大 | 同 市神代地頭方1419番地   |
| 同     | 太 田 正 明 | 同 市榎列大榎列908番地    |
| 同     | 真 野 梅 治 | 同 市榎列小榎列67番地     |
| 同     | 富 永 智 行 | 同 市榎列西川223番地 2   |
| 監 事   | 松 本 吉 史 | 同 市市福永684番地 2    |
| 同     | 島 田 孝 孝 | 同 市市三條598番地      |

|   |         |   |               |
|---|---------|---|---------------|
| 同 | 椿 原 義 弘 | 同 | 市神代浦壁589番地    |
| 同 | 中 田 忠 廣 | 同 | 市榎列小榎列312番地 1 |

2 ちひろ土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名       | 住 所                     |
|-------|-----------|-------------------------|
| 理 事   | 寺 下 正 美   | 淡路市岩屋1202番地 1           |
| 同     | 栗 山 末 雄   | 同 市楠本1937番地             |
| 同     | 古 川 洋 太 郎 | 同 市岩屋1211番地 2           |
| 同     | 湯 本 和 秀   | 同 市楠本2579番地 1           |
| 同     | 森 本 武     | 同 市岩屋2117番地             |
| 同     | 栗 山 英 一   | 同 市楠本2431番地 4           |
| 同     | 森 本 栄 蔵   | 同 市岩屋2233番地             |
| 監 事   | 谷 山 公 平   | 同 市楠本1460番地             |
| 同     | 久 木 洋     | 神戸市北区藤原台中町 3 丁目 3 番 5 号 |
| 同     | 水 谷 友 和   | 淡路市楠本834番地              |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名       | 住 所                 |
|-------|-----------|---------------------|
| 理 事   | 寺 下 正 美   | 淡路市岩屋1202番地 1       |
| 同     | 栗 山 末 雄   | 同 市楠本1937番地         |
| 同     | 古 川 洋 太 郎 | 同 市岩屋1211番地 2       |
| 同     | 湯 本 和 秀   | 同 市楠本2579番地 1       |
| 同     | 森 本 武     | 同 市岩屋2117番地         |
| 同     | 栗 山 英 一   | 同 市楠本2431番地 4       |
| 同     | 森 本 栄 蔵   | 同 市岩屋2233番地         |
| 監 事   | 水 谷 友 和   | 同 市楠本834番地          |
| 同     | 木 村 長 和   | 尼崎市昭和南通 9 丁目 249 番地 |
| 同     | 谷 山 秀 夫   | 淡路市楠本1508番地         |

兵庫県告示第635号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年 5 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 土地改良区の名称  | 認可年月日          |
|-----------|----------------|
| 入ヶ池郷土地改良区 | 平成21年 5 月 11 日 |

兵庫県告示第636号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年 5 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

| 発起人の住所及び氏名 | 加入区 | 漁船損害等補償法第113条第 1 項に規定する申出をする漁業協同組合の名称 |
|------------|-----|---------------------------------------|
|            |     |                                       |

|                                                        |    |          |
|--------------------------------------------------------|----|----------|
| 姫路市家島町宮1127番地<br>浜 野 展 弥<br>同 市家島町宮1626番地<br>梅 崎 義 弘   | 家島 | 家島漁業協同組合 |
| 姫路市大津区勘兵衛町1-52<br>高 田 喜代治<br>同 市大津区勘兵衛町1-56<br>高 田 昌 明 | 大津 | 大津漁業協同組合 |

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成21年5月26日から同年6月9日まで
- (2) 縦覧場所 家島加入区 姫路市家島町宮110-1 家島漁業協同組合  
 大津加入区 同 市大津区勘兵衛町1丁目55番地 大津漁業協同組合



兵庫県告示第637号

昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

淡路島沿岸の部育波漁港の款育波東の項の次に次のように加える。

|       |                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 育 波 中 | 次の各点を順次結んだ線及びイ点とホ点を結んだ線により囲まれた区域<br>イ点 東経134度53分27秒9959<br>北緯34度31分44秒2261<br>ロ点 東経134度53分28秒0176<br>北緯34度31分47秒4714<br>ハ点 東経134度53分39秒3289<br>北緯34度31分47秒7791<br>ニ点 東経134度53分39秒3071<br>北緯34度31分44秒5337<br>ホ点 東経134度53分34秒1344<br>北緯34度31分44秒3032 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

淡路島沿岸の部沼島漁港の款小水浦の項の次に次のように加える。

|     |                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 港 | 次の各点を順次結んだ線及びイ点とカ点を結んだ線により囲まれた区域<br>イ点 東経134度49分11秒8012<br>北緯34度10分12秒6535<br>ロ点 東経134度49分12秒4848<br>北緯34度10分12秒5688<br>ハ点 東経134度49分13秒3175<br>北緯34度10分12秒0918<br>ニ点 東経134度49分14秒1409<br>北緯34度10分11秒4269<br>ホ点 東経134度49分13秒7532<br>北緯34度10分09秒7008 |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|          |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |  | <p>へ点 東経134度49分12秒7274<br/>北緯34度10分07秒2896</p> <p>ト点 東経134度49分09秒9446<br/>北緯34度10分02秒6039</p> <p>チ点 東経134度49分09秒9749<br/>北緯34度10分02秒2543</p> <p>リ点 東経134度49分09秒4417<br/>北緯34度10分02秒0164</p> <p>ヌ点 東経134度49分08秒4318<br/>北緯34度10分02秒0615</p> <p>ル点 東経134度49分07秒7087<br/>北緯34度10分02秒7474</p> <p>ヲ点 東経134度49分04秒9911<br/>北緯34度10分02秒1367</p> <p>ワ点 東経134度49分04秒6874<br/>北緯34度10分01秒9379</p> <p>カ点 東経134度49分05秒3670<br/>北緯34度10分04秒1585</p>                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>泊</p> |  | <p>次の各点を順次結んだ線及びイ点とヨ点を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>イ点 東経134度49分09秒0462<br/>北緯34度10分15秒9589</p> <p>ロ点 東経134度49分14秒5836<br/>北緯34度10分19秒2815</p> <p>ハ点 東経134度49分18秒1445<br/>北緯34度10分16秒8869</p> <p>ニ点 東経134度49分18秒1851<br/>北緯34度10分16秒1217</p> <p>ホ点 東経134度49分18秒3960<br/>北緯34度10分15秒8448</p> <p>へ点 東経134度49分19秒3293<br/>北緯34度10分15秒3529</p> <p>ト点 東経134度49分19秒6256<br/>北緯34度10分15秒3397</p> <p>チ点 東経134度49分22秒2788<br/>北緯34度10分13秒5555</p> <p>リ点 東経134度49分21秒1329<br/>北緯34度10分11秒1714</p> <p>ヌ点 東経134度49分19秒9182<br/>北緯34度10分12秒7794</p> <p>ル点 東経134度49分18秒9388<br/>北緯34度10分13秒3595</p> <p>ヲ点 東経134度49分17秒4929<br/>北緯34度10分13秒1297</p> <p>ワ点 東経134度49分16秒7710<br/>北緯34度10分12秒6381</p> |



**兵庫県告示第640号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成21年 5 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類  
基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成作業）
- (2) 作業期間  
平成21年 5 月 1 日から平成22年 3 月 31 日まで
- (3) 作業地域  
神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、南あわじ市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、加古郡稲美町、同郡播磨町、神崎郡市川町及び同郡福崎町
- 2 (1) 作業種類  
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）
- (2) 作業期間  
平成21年 5 月 15 日から平成22年 3 月 31 日まで
- (3) 作業地域  
兵庫県内全域



**兵庫県告示第641号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年 5 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点計画図作成）
- 2 作業期間  
平成21年 5 月 11 日から同年 6 月 30 日まで
- 3 作業地域  
尼崎市東難波町外



**兵庫県告示第642号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、六甲砂防事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成21年 5 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量による高精度標高データ作成）
- 2 作業期間  
平成21年 2 月 5 日から同年 3 月 30 日まで
- 3 作業地域  
宝塚市逆瀬川1地先から神戸市須磨区西須磨地先まで



**兵庫県告示第643号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成21年 5 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3. 2. 103号内環状東線
- 3 事業施行期間  
平成21年 5 月 26 日から平成26年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
姫路市北条口二丁目及び北条口三丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第644号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
平成21年 5 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
8. 7. 505号景福寺南線
- 3 事業施行期間  
平成21年 5 月 26 日から平成24年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
姫路市吉田町及び農人町地内
  - (2) 使用の部分  
なし

公 告

**県有船舶の一般競争入札による売払い**

県有船舶を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

平成21年 5 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する事項  
売払い物件  
船舶 1 隻
  - (1) 船種及び船名 汽船 たじま
  - (2) 船質 鋼製
  - (3) 総トン数 140トン
  - (4) 進水年月日 昭和63年 1 月 20 日
  - (5) 船舶番号 129187
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる者以外の者であること。
  - (1) 成年被後見人
  - (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

- (3) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (5) 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (6) 破産者で復権を得ない者
  - (7) 兵庫県における不動産又は動産の売却に係る契約手続きにおいて次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年を経過しない者  
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者  
エ アからウのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
  - (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
  - (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 3 契約条項を示す場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課
  - (2) 配布期間及び申込期間  
平成21年5月26日（火）から同年6月8日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。  
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- 5 入札の場所及び日時
- (1) 場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県西館1階 大入札室
  - (2) 日時  
平成21年7月10日（金）午後1時30分から
- 6 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
  - (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 7 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
  - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
  - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
  - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
  - (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
  - (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
  - (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった

者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課

電話 (078) 341-7711 内線 3995



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロックタウン高砂

所在地 高砂市梅井五丁目57-14ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 ロック開発株式会社

代表者の氏名 羽 間 和 彦

住所 東京都千代田区神田佐久間河岸67

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

(1) 変更前

横 田 稔 弘

(2) 変更後

羽 間 和 彦

4 変更年月日

平成20年6月2日

5 届出年月日

平成21年5月1日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成21年5月26日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成21年9月28日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年 5月26日

阪神南県民局長 中 西 一 人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イズミヤ尼崎店  
 所在地 尼崎市神田通5丁目203番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 イズミヤ株式会社  
 代表者の氏名 林 紀 男  
 住所 大阪市西成区花園南1丁目4番4号
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前
 

|          |        |                  |
|----------|--------|------------------|
| 名称       | 代表者の氏名 | 住所               |
| イズミヤ株式会社 | 林 紀 男  | 大阪市西成区花園南1丁目4番4号 |
  - (2) 変更後
 

|             |         |                    |
|-------------|---------|--------------------|
| 名称          | 代表者の氏名  | 住所                 |
| 株式会社アージュ    | 安 達 正 昭 | 広島市西区商工センター2丁目15-1 |
| 三ツ葉シューズ株式会社 | 金 山 信 伯 | 神戸市中央区中山手通7丁目11-30 |
- 4 変更年月日  
平成21年 4月21日
- 5 届出年月日  
平成21年 5月 1日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成21年 5月26日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成21年 9月28日
  - (2) 提出先  
阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課  
〒662-0854 西宮市櫛塚町2番28号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年 5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ロックタウン高砂  
 所在地 高砂市梅井五丁目57-14ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 ロック開発株式会社  
代表者の氏名 羽 間 和 彦  
住所 東京都千代田区神田佐久間河岸67

3 変更事項

(1) 駐車場の収容台数

ア 変更前

726台

イ 変更後

500台

(2) 駐車場の出入口の数

ア 変更前

出入口 4 箇所

イ 変更後

出入口 3 箇所

4 変更年月日

平成22年 1 月 2 日

5 届出年月日

平成21年 5 月 1 日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成21年 5 月 26 日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成21年 9 月 28 日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項第 3 号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設に関し、既に指定した施設の指定を取消した旨の報告があったので、平成 7 年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年 5 月 26 日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村 上 寿 浩

表たつの市の項中

「

|              |                  |
|--------------|------------------|
| たつの市かどめふれあい館 | たつの市龍野町上川原98     |
| たつの市新宮文化センター | たつの市新宮町新宮1060- 1 |

」

を

「

|              |              |
|--------------|--------------|
| たつの市かどめふれあい館 | たつの市龍野町上川原98 |
|--------------|--------------|

」

に、  
「

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| たつの市越部コミュニティセンター | たつの市新宮町中野庄125-3 |
| たつの市サンレーバー新宮     | たつの市新宮町大屋705-5  |

を  
「

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| たつの市越部コミュニティセンター | たつの市新宮町中野庄125-3 |
|------------------|-----------------|

に改める。



**兵庫県選挙管理委員会告示第45号**

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設に関し、既に指定した施設の指定を取消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第74号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年5月26日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村上寿浩

表たつの市の項中

「

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| たつの市かどめふれあい館 | たつの市龍野町上川原98    |
| たつの市新宮文化センター | たつの市新宮町新宮1060-1 |

を  
「

|              |              |
|--------------|--------------|
| たつの市かどめふれあい館 | たつの市龍野町上川原98 |
|--------------|--------------|

に、  
「

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| たつの市越部コミュニティセンター | たつの市新宮町中野庄125-3 |
| たつの市サンレーバー新宮     | たつの市新宮町大屋705-5  |

を  
「

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| たつの市越部コミュニティセンター | たつの市新宮町中野庄125-3 |
|------------------|-----------------|

に改める。

**人事委員会公告**

**兵庫県職員 上級採用試験の実施**

兵庫県職員 上級採用試験を次のとおり実施する。

平成21年5月26日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

| 試験職種                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 採用予定人員                                                                                                                                                    | 受験資格                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |    |    |                |                                                       |     |                                                        |                             |                                                        |    |       |                |        |     |        |     |        |     |        |       |            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----------------|-------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------|----|-------|----------------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-------|------------|
| (1) 一般事務職<br>(2) 警察事務職<br>(3) 教育事務職<br>(4) 保健師（一般）<br>(5) 保健師（警察）<br>(6) 栄養士<br>(7) 獣医師<br>(8) 薬剤師<br>(9) 児童福祉司<br>(10) 職業訓練指導員<br>（機械系学科）<br>(11) 農学職<br>(12) 林学職<br>(13) 水産職<br>(14) 環境科学職<br>(15) 総合土木職<br>(16) 建築職（一般）<br>(17) 建築職（警察）<br>(18) 機械職<br>(19) 電気職<br>(20) 小中学校事務職<br>（市町立小中学校等） | 35名程度<br>12名程度<br>20名程度<br>2名程度<br>1名程度<br>2名程度<br>5名程度<br>8名程度<br>2名程度<br>2名程度<br>5名程度<br>2名程度<br>1名程度<br>2名程度<br>12名程度<br>4名程度<br>1名程度<br>1名程度<br>12名程度 | 1 年齢制限<br>次に掲げる者とする。<br>(1) 昭和54年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者（平成22年4月1日現在で22歳から30歳までの者）<br>なお、次の職種については、次表のそれぞれの区分による年齢とする。 <table border="1" data-bbox="735 584 1353 1144"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師<br/>（一般・警察）</td> <td>昭和54年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者（平成22年4月1日現在で21歳から30歳までの者）</td> </tr> <tr> <td>獣医師</td> <td>昭和50年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者（平成22年4月1日現在で24歳から34歳までの者）</td> </tr> <tr> <td>児童福祉司<br/>職業訓練指導員<br/>（機械系学科）</td> <td>昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者（平成22年4月1日現在で22歳から34歳までの者）</td> </tr> </tbody> </table> (2) 昭和63年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者<br>ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び平成22年3月31日までに卒業する見込みの者<br>イ 兵庫県人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者<br>2 免許等<br>次の職種は、それぞれの免許・資格取得者又は取得見込み者に限る。<br>なお、採用にあたっては、それぞれの免許・資格の取得を必要とする（職業訓練指導員（機械系学科）を除く。）。 <table border="1" data-bbox="735 1603 1353 1984"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>免許・資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師<br/>（一般・警察）</td> <td>保健師の免許</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>栄養士の免許</td> </tr> <tr> <td>獣医師</td> <td>獣医師の免許</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td>薬剤師の免許</td> </tr> <tr> <td>児童福祉司</td> <td>児童福祉司の任用資格</td> </tr> </tbody> </table> | 職種 | 年齢 | 保健師<br>（一般・警察） | 昭和54年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者（平成22年4月1日現在で21歳から30歳までの者） | 獣医師 | 昭和50年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者（平成22年4月1日現在で24歳から34歳までの者） | 児童福祉司<br>職業訓練指導員<br>（機械系学科） | 昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者（平成22年4月1日現在で22歳から34歳までの者） | 職種 | 免許・資格 | 保健師<br>（一般・警察） | 保健師の免許 | 栄養士 | 栄養士の免許 | 獣医師 | 獣医師の免許 | 薬剤師 | 薬剤師の免許 | 児童福祉司 | 児童福祉司の任用資格 |
| 職種                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 年齢                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |                |                                                       |     |                                                        |                             |                                                        |    |       |                |        |     |        |     |        |     |        |       |            |
| 保健師<br>（一般・警察）                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 昭和54年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者（平成22年4月1日現在で21歳から30歳までの者）                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |                |                                                       |     |                                                        |                             |                                                        |    |       |                |        |     |        |     |        |     |        |       |            |
| 獣医師                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 昭和50年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者（平成22年4月1日現在で24歳から34歳までの者）                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |                |                                                       |     |                                                        |                             |                                                        |    |       |                |        |     |        |     |        |     |        |       |            |
| 児童福祉司<br>職業訓練指導員<br>（機械系学科）                                                                                                                                                                                                                                                                      | 昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者（平成22年4月1日現在で22歳から34歳までの者）                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |                |                                                       |     |                                                        |                             |                                                        |    |       |                |        |     |        |     |        |     |        |       |            |
| 職種                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 免許・資格                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |                |                                                       |     |                                                        |                             |                                                        |    |       |                |        |     |        |     |        |     |        |       |            |
| 保健師<br>（一般・警察）                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 保健師の免許                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |                |                                                       |     |                                                        |                             |                                                        |    |       |                |        |     |        |     |        |     |        |       |            |
| 栄養士                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 栄養士の免許                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |                |                                                       |     |                                                        |                             |                                                        |    |       |                |        |     |        |     |        |     |        |       |            |
| 獣医師                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 獣医師の免許                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |                |                                                       |     |                                                        |                             |                                                        |    |       |                |        |     |        |     |        |     |        |       |            |
| 薬剤師                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 薬剤師の免許                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |                |                                                       |     |                                                        |                             |                                                        |    |       |                |        |     |        |     |        |     |        |       |            |
| 児童福祉司                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 児童福祉司の任用資格                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |                |                                                       |     |                                                        |                             |                                                        |    |       |                |        |     |        |     |        |     |        |       |            |

|  |  |                    |                                                       |
|--|--|--------------------|-------------------------------------------------------|
|  |  | 職業訓練指導員<br>(機械系学科) | 職業訓練指導員（機械科またはメカトロニクス科）の免許（採用後の実務経験などにより取得可能となる者を含む。） |
|  |  | 環 境 科 学 職          | 環境衛生指導員の任用資格                                          |

備考

1 この試験を受けられない者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 日本国籍を有しない者

(保健師（一般・警察）、栄養士、獣医師、薬剤師、児童福祉司、職業訓練指導員（機械系学科）、農学職、林学職、水産職、環境科学職、機械職、電気職及び小中学校事務職は、日本国籍を有しない者も試験を受けることができる。)

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する者

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日及び試験会場

| 区分    | 試験日                  |                                    | 試験会場                                                  |
|-------|----------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 平成21年6月28日（日）        |                                    | 県立大学神戸学園都市<br>キャンパス<br>県立伊川谷北高校<br>県立北須磨高校<br>県立須磨東高校 |
| 第2次試験 | 個別面接①<br>適性検査        | 平成21年7月21日（火）から同月29日（水）までのうち指定する1日 | 神戸市内                                                  |
|       | 個別面接②<br>プレゼンテーション試験 | 平成21年8月3日（月）から同月20日（木）までのうち指定する1日  |                                                       |

3 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 教養試験

大学卒業程度の一般教養について択一式（一部選択解答制）により試験を行う。

イ 専門試験

各職種に必要な大学卒業程度の専門的知識について択一式（一部の職種で選択解答制）により試験を行う。

ウ 論文試験

一般的な課題により大学卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について試験を行う。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して行う。



支給割合（月数）に換算した上で、これを職員の特別給の年間支給月数と合わせ、毎年秋に、必要に応じて改定を勧告している。

本県の経済情勢は、緩やかな拡大を続けていたものが、本県産業労働部発表の「兵庫県の経済・雇用状況」によると、平成20年12月には「本県の経済・雇用情勢は、弱まっている。」とし、さらに、平成21年3月には「本県の経済・雇用情勢は、さらに悪化している。」としている。

また、全国的に見た場合、本年の民間企業における夏季一時金について、前年に比べて10%を超えるマイナスになっているとする各種調査機関の発表もあることから、本委員会は、例年の民調とは別に、県内民間企業の夏季一時金にかかる実態を把握する必要があると考え、緊急に特別調査を実施することとした。

## 2 夏季一時金に関する特別調査の実施結果

### (1) 特別調査の概要

#### ア 人事院の特別調査の概要

人事院は、春闘の妥結の回答状況において、かつてない非常に厳しい結果が出ている中、緊急に民間企業における本年夏季一時金の状況を把握する必要があると判断し、例年、人事院、各都道府県・政令市等の人事委員会が共同により事業所単位で支給実績を实地調査している民調とは別に、人事院独自に、企業単位の夏季一時金の決定状況を通信調査した。

今回の調査は、本来の民調による支給実績に関するものとは異なり、本年の夏季一時金の予定されている平均支給額及び平均支給月数並びに前年の夏季一時金の平均支給額及び平均支給月数等を調査し、本年の夏季一時金の前年実績からの伸び率を把握したものである。

人事院は、企業規模3,000人以上は全数、3,000人未満は一定の抽出率により抽出し、全体で約2,700社を対象に、本社に対して企業単位で調査を行った結果に基づき、本年5月1日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する勧告を行った。その概要は別表第3のとおりである。

#### イ 本委員会の特別調査の概要

本委員会においては、県内の民間事業所の実態をより正確に反映した調査とするため、平成21年4月6日付け総務省事務連絡の留意事項を踏まえて、昨年、民調を実施し、既に昨年の支給実績を正確に把握している県内420事業所（企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上）を対象に、事業所単位で、本年夏季一時金の決定状況について、人事院と同様の内容により、通信調査を行った。

調査期間は、4月21日から30日までの10日間とし、時間的制約がある中ではあったが、調査対象事業所の協力のもと、調査完了率は、73.6%と人事院の調査結果と同程度となった。

(参考資料 参照)

### (2) 本委員会の特別調査の結果

ア 今回の調査完了率は、73.6%であり、企業規模ごとすべて60%を超えている。

イ 調査集計した309事業所のうち、夏季一時金を決めたとする事業所は、32事業所であり、母集団に復元した従業員割合は、別表第1に示すとおり、全体の9.3%であり、4月末時点では、県内事業所の約9割の従業員の夏季一時金が未定となっている。特に、100人未満の企業規模においては、2.8%が決定しているのみで、ほとんどの事業所が未定となっている。

ウ 夏季一時金決定済事業所の対前年増減率については、企業規模にかかわらず減少しているが、企業規模100人未満では△10%を超えているものの、他の企業規模ではそのような大幅な減少は見られない。また、産業別では、卸売業・小売業で△24.9%と大幅に減少しているが、一部では増加も見られるなど、差が大きくなっている。これらすべてを集計し、夏季一時金の対前年増減率を母集団の従業員ウエイトに合わせて算出した結果は、別表第2に示すとおり△7.8%となっている。

(参考資料 参照)

## 3 本年6月期期末手当及び勤勉手当に対する本委員会の考え方

(1) 今回の特別調査は、民調とは異なる手法を用い、短期間で通信調査により行ったものであり、支給実績調査と伸び率調査の違いによる調査結果の相違や通信調査に伴うデータの正確性等が懸念される。

(2) 従業員割合で約9割の事業所において夏季一時金が未定で、人事院の調査結果の約8割を大きく上回っており、県内事業所の実態把握が十分であるとは言い難い。

(3) 夏季一時金の対前年増減率は、産業によって大きく異なっており、それを集計した△7.8%は、各種調査機関の発表数値や人事院の調査結果である△13.2%とも大きく乖離している。これは、人事院の調査結果では、製造業の従業員の対前年増減率が大きく減少していたが、本県では、そのような傾向が認められな

かったことが影響したものと見られる。

以上のような県内の民間事業所の夏季一時金に関する把握状況から、本県職員の期末・勤勉手当に直ちに反映させるべきという判断には至らなかった。

今後、現在実施している例年の民調により、県内の民間事業所の状況を精確に把握し、秋の勧告に反映させていくこととしたい。

別表第1 夏季一時金決定(妥結)済事業所の事業所割合及び従業員割合

|       |       |
|-------|-------|
| 事業所割合 | 従業員割合 |
| 9.4%  | 9.3%  |

(注)「事業所割合」及び「従業員割合」は、夏季一時金決定(妥結)済32事業所の調査実数を母集団に還元した上で算出したものである。

別表第2 夏季一時金対前年増減率

|                           |                      |
|---------------------------|----------------------|
| 夏季一時金決定(妥結)済事業所における対前年増減率 | 母集団の従業員ウエイトによる対前年増減率 |
| △7.4%                     | △7.8%                |

別表第3 一般職の国家公務員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する人事院勧告の概要

| 項 目     | 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |          |       |       |      |       |         |          |      |       |         |          |   |       |         |          |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------|-------|-------|------|-------|---------|----------|------|-------|---------|----------|---|-------|---------|----------|
| 特別調査の結果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査対象企業 2,669社</li> <li>○ 回答企業 2,017社 (調査完了率75.6%)</li> <li>○ 夏季一時金決定済企業 340社 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業割合 13.5%</li> <li>従業員割合 19.7%</li> </ul> </li> <li>○ 夏季一時金対前年増減率                             <ul style="list-style-type: none"> <li>△14.9% (夏季一時金決定済企業の一時金支給総額を母集団に還元した上で算出)</li> <li>△13.2% (上記14.9%を母集団の従業員ウエイトに合わせて算出)</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |          |       |       |      |       |         |          |      |       |         |          |   |       |         |          |
| 勧告の内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記調査結果に基づき、平成21年6月の期末・勤勉手当の支給割合を、本則の規定にかかわらず暫定的な措置として0.2月分凍結することとし、以下のとおりとする。                             <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(本則)</td> <td style="text-align: center;">(凍結後)</td> <td style="text-align: center;">(凍結分)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">1.40月</td> <td style="text-align: center;">→ 1.25月</td> <td style="text-align: center;">(△0.15月)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">勤勉手当</td> <td style="text-align: center;">0.75月</td> <td style="text-align: center;">→ 0.70月</td> <td style="text-align: center;">(△0.05月)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: center;">2.15月</td> <td style="text-align: center;">→ 1.95月</td> <td style="text-align: center;">(△0.20月)</td> </tr> </table> </li> <li>○ 暫定的な措置の取扱いについては、今年の職種別民間給与実態調査において例年どおり特別給の支給状況を調査し、本年夏の勧告において必要な措置を講じる。</li> </ul> |         | (本則)     | (凍結後) | (凍結分) | 期末手当 | 1.40月 | → 1.25月 | (△0.15月) | 勤勉手当 | 0.75月 | → 0.70月 | (△0.05月) | 計 | 2.15月 | → 1.95月 | (△0.20月) |
|         | (本則)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | (凍結後)   | (凍結分)    |       |       |      |       |         |          |      |       |         |          |   |       |         |          |
| 期末手当    | 1.40月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | → 1.25月 | (△0.15月) |       |       |      |       |         |          |      |       |         |          |   |       |         |          |
| 勤勉手当    | 0.75月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | → 0.70月 | (△0.05月) |       |       |      |       |         |          |      |       |         |          |   |       |         |          |
| 計       | 2.15月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | → 1.95月 | (△0.20月) |       |       |      |       |         |          |      |       |         |          |   |       |         |          |

参 考 資 料

平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査の概要

1 調査の目的

人事院は、本年の民間企業における夏季一時金の急速かつ大幅な変動が伺える状況を踏まえ、例年の職種別民間給与実態調査とは別に、緊急に民間の一時金の支給状況を把握する必要があるとして、臨時に民間企業における夏季一時金の特別調査を実施した。

本委員会としても、情勢適応の原則を踏まえ、県内民間企業の実態把握を行う必要があると考え、臨時に民間企業における夏季一時金に関する特別調査を実施した。

2 調査期間

平成21年4月21日(火)～4月30日(木)(10日間)

3 調査の対象

職種別民間給与実態調査の対象事業所(企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内の民間事業所)のうち420事業所(平成20年職種別民間給与実態調査の標本事業所)

4 調査の方法

通信調査

## 5 調査の主な内容

- (1) 本年夏季一時金の支給の決定状況
- (2) 本年夏季一時金の支給額・支給月数、従業員平均賃金
- (3) 前年夏季一時金の支給額・支給月数、従業員平均賃金

第1表 企業規模別調査対象事業所数、標本事業所数、集計事業所数及び調査完了率

| 項目                | 企業規模         |            |                  |            |
|-------------------|--------------|------------|------------------|------------|
|                   | 規模計          | 500人以上     | 100人以上<br>500人未満 | 100人未満     |
| 調査対象事業所数<br>(母集団) | 事業所<br>1,920 | 事業所<br>695 | 事業所<br>737       | 事業所<br>488 |
| 標本事業所数            | 420          | 165        | 154              | 101        |
| 集計事業所数            | 309          | 126        | 121              | 62         |
| 調査完了率             | 73.6%        | 76.4%      | 78.6%            | 61.4%      |

第2表 夏季一時金決定(妥結)済事業所の事業所割合、従業員割合及び対前年増減率

| 項目   |                                     | 夏季一時金決定<br>(妥結)済事業所<br>事業所割合 | 夏季一時金決定<br>(妥結)済事業所<br>従業員割合 | 夏季一時金決定<br>(妥結)済事業所<br>対前年増減率 |
|------|-------------------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 計    |                                     | 9.4%                         | 9.3%                         | △7.4%                         |
| 企業規模 | 500人以上                              | 15.1%                        | 9.8%                         | △5.9%                         |
|      | 100人以上500人未満                        | 9.1%                         | 11.7%                        | △9.5%                         |
|      | 100人未満                              | 3.2%                         | 2.8%                         | △14.0%                        |
| 産業   | 漁業、鉱業、採石業、<br>砂利採取業、建設業             | 4.8%                         | 3.8%                         | 1.0%                          |
|      | 製 造 業                               | 11.3%                        | 8.2%                         | △10.4%                        |
|      | 電気・ガス・熱供給・<br>水道業、情報通信業、<br>運輸業、郵便業 | 14.8%                        | 21.6%                        | △3.3%                         |
|      | 卸 売 業、小 売 業                         | 11.1%                        | 10.1%                        | △24.9%                        |
|      | 金融業、保険業、不<br>動産業、物品賃貸業              | —                            | —                            | —                             |
|      | 教育、学習支援業、<br>医療、福祉、サービ<br>ス業        | 8.1%                         | 10.3%                        | 0.3%                          |

(注) 「事業所割合」、「従業員割合」及び「対前年増減率」は、夏季一時金決定(妥結)済32事業所の調査実数を母集団に復元した上で算出したものである。(以下第3表において同じ。)

第3表 対前年増減率及び産業別の従業員割合

|        |                                   |                          |
|--------|-----------------------------------|--------------------------|
| 対前年増減率 | 夏季一時金決定(妥結)<br>済事業所における<br>対前年増減率 | 母集団の従業員ウエイ<br>トによる対前年増減率 |
|        | △7.4%                             | △7.8%                    |

| 産 業                                 | 夏季一時金決定(妥結)<br>済事業所における<br>従業員割合 | 母集団における<br>従業員割合 |
|-------------------------------------|----------------------------------|------------------|
| 漁業、鉱業、採石業、<br>砂利採取業、建設業             | 1.3%                             | 3.6%             |
| 製 造 業                               | 47.9%                            | 59.5%            |
| 電気・ガス・熱供給・<br>水道業、情報通信業、<br>運輸業、郵便業 | 30.5%                            | 14.4%            |
| 卸 売 業、 小 売 業                        | 4.7%                             | 4.7%             |
| 金融業、保険業、不<br>動産業、物品賃貸業              | 0.0%                             | 2.4%             |
| 教育、学習支援業、<br>医療、福祉、サービ<br>ス業        | 15.6%                            | 15.4%            |
| 産 業 計                               | 100.0%                           | 100.0%           |

## 警 察 本 部 公 告

## 随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成21年5月26日

契約担当者

兵庫県警察本部長 北 村 滋

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
法定講習資料「交通の教則」ほかの単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
財団法人全日本交通安全協会 東京都千代田区九段南4丁目8番13号
- 5 随意契約に係る契約金額  
年間予定額138,769,459円
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政府調達に関する協定第15条第1項(b)による



随意契約の相手方等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成21年 5 月 26 日

契約担当者

兵庫県警察本部長 北 村 滋

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
法定講習資料「安全運転のしおり」の単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
財団法人兵庫県交通安全協会 神戸市中央区下山手通5丁目5番14号
- 5 随意契約に係る契約金額  
年間予定額66,928,575円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(b)による



随意契約の相手方等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成21年 5 月 26 日

契約担当者

兵庫県警察本部長 北 村 滋

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
運転免許証作成用消耗品の単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社東芝社会システム社セキュリティ・自動化システム事業部 東京都港区芝浦1丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
年間予定額640,855,110円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(b)による

正 誤

○平成9年9月9日付け（兵庫県公報第884号）  
兵庫県告示第1316号（昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部改正）中

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (ページ) | 12                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (行)   | 淡路島沿岸の部育波漁港の款育波西の項の改正規定中                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (誤)   | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="391 405 512 878">育波漁港</td> <td data-bbox="512 405 624 878">育波西</td> <td data-bbox="624 405 1342 878">                     基点 津名郡北淡町育波字前濱83番地の19北端の突堤基部に設置された標識<br/>                     イ 基点から189度39メートルの点<br/>                     ロ イから264度108.5メートルの点<br/>                     ハ ロから272度266メートルの点<br/>                     ニ ハから240度126.5メートルの点<br/>                     ホ ニから330度176メートルの点<br/>                     ヘ ホから68度217メートルの点<br/>                     ト ヘから180度110.5メートルの点<br/>                     チ ヘから77度380メートルの点<br/>                     イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びびイの各点を順次結んだ線により囲まれた区域                 </td> </tr> </table> | 育波漁港                                                                                                                                                                                                                                                               | 育波西 | 基点 津名郡北淡町育波字前濱83番地の19北端の突堤基部に設置された標識<br>イ 基点から189度39メートルの点<br>ロ イから264度108.5メートルの点<br>ハ ロから272度266メートルの点<br>ニ ハから240度126.5メートルの点<br>ホ ニから330度176メートルの点<br>ヘ ホから68度217メートルの点<br>ト ヘから180度110.5メートルの点<br>チ ヘから77度380メートルの点<br>イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びびイの各点を順次結んだ線により囲まれた区域 |
| 育波漁港  | 育波西                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 基点 津名郡北淡町育波字前濱83番地の19北端の突堤基部に設置された標識<br>イ 基点から189度39メートルの点<br>ロ イから264度108.5メートルの点<br>ハ ロから272度266メートルの点<br>ニ ハから240度126.5メートルの点<br>ホ ニから330度176メートルの点<br>ヘ ホから68度217メートルの点<br>ト ヘから180度110.5メートルの点<br>チ ヘから77度380メートルの点<br>イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びびイの各点を順次結んだ線により囲まれた区域 |     |                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (正)   | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="391 983 502 1456">育波西</td> <td data-bbox="502 983 614 1456"></td> <td data-bbox="614 983 1222 1456">                     基点 津名郡北淡町育波字前濱83番地の19北端の突堤基部に設置された標識<br/>                     イ 基点から189度39メートルの点<br/>                     ロ イから264度108.5メートルの点<br/>                     ハ ロから272度266メートルの点<br/>                     ニ ハから240度126.5メートルの点<br/>                     ホ ニから330度176メートルの点<br/>                     ヘ ホから68度217メートルの点<br/>                     ト ヘから180度110.5メートルの点<br/>                     チ ヘから77度380メートルの点<br/>                     イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びびイの各点を順次結んだ線により囲まれた区域                 </td> </tr> </table>  | 育波西                                                                                                                                                                                                                                                                |     | 基点 津名郡北淡町育波字前濱83番地の19北端の突堤基部に設置された標識<br>イ 基点から189度39メートルの点<br>ロ イから264度108.5メートルの点<br>ハ ロから272度266メートルの点<br>ニ ハから240度126.5メートルの点<br>ホ ニから330度176メートルの点<br>ヘ ホから68度217メートルの点<br>ト ヘから180度110.5メートルの点<br>チ ヘから77度380メートルの点<br>イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びびイの各点を順次結んだ線により囲まれた区域 |
| 育波西   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 基点 津名郡北淡町育波字前濱83番地の19北端の突堤基部に設置された標識<br>イ 基点から189度39メートルの点<br>ロ イから264度108.5メートルの点<br>ハ ロから272度266メートルの点<br>ニ ハから240度126.5メートルの点<br>ホ ニから330度176メートルの点<br>ヘ ホから68度217メートルの点<br>ト ヘから180度110.5メートルの点<br>チ ヘから77度380メートルの点<br>イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びびイの各点を順次結んだ線により囲まれた区域 |     |                                                                                                                                                                                                                                                                    |